

令和5年4月20日

保護者の皆様へ

亀山市立星生小学校
校長 西川 浩

暴風警報発令時等における処置について

1 始業前（在宅中）に暴風警報が発令されている場合

- ① 児童は登校させないでください。（自宅待機）
- ② ただし、警報が午前11時までに解除されたときは余裕をもって登校させてください。当日の授業をおこないます。給食は簡易給食となります。
→ 安全を確認の上、余裕をもって登校させてください。ただし、この時でも道路等の破壊で危険が予想される地区の地区委員さんは、学校へ連絡してください。また、解除の時刻によっては、地区委員さんと連絡を取り適切な処置を講じます。
- ③ 警報が午前11時になっても解除されないとき
→当日の授業は中止します。（臨時休校）

2 登下校中において暴風警報が発令された場合

→学校は、PTA役員、地区委員さんと連絡を取り、適切な処置をとります。

3 始業後に暴風警報が発令された場合

- ① 原則として直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。
この場合、状況に応じPTA役員、地区委員さんと連絡を取り、安全に気をつけ帰宅させます。
- ② 安全に帰宅することが困難と予想されるときは、一時学校に待機させ、安全を確認した後、帰宅させるか、保護者の迎えを依頼するなどの対応を取りますので、ご協力ください。

気象特別警報が発令された場合

「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風雪特別警報」が発令された場合も、上記「暴風警報」が発令された場合と同じ処置をとります。

- 【注】(1) 大雨・洪水・大雪警報が発令された場合でも、地域の実情に応じ、危険が明らかに予想され、現実に危険があるときには、暴風警報に準じて適切な処置をとります。
- (2) 警報が発令されていなくても、危険が予想される場合は事故のないよう適切な処置をしてください。

状況に応じ、学校よりメール配信します。

★警報が発令された当日、緊急事態を除き、個人での学校への問い合わせはご遠慮ください。